

本郷地域における公共施設アクションプログラム

本郷エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 本郷地域の概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
本郷小	16	445	670人	35人	198人	437人
				(5.2%)	(29.6%)	(65.2%)

(2) 施設の設置状況

本郷地域の公共施設は、80 施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	交流館	本郷	本郷ふるさと交流館	○	W	2014	545.00	○	—	継続	維持(長寿)	13
2	市民文化系施設	集会所	本郷	本谷へき地集会所兼体育館	—	S	1979	522.23	旧	土	継続	検討	19
3	市民文化系施設	集会所	本郷	渋人東多目的集会所	—	W	1998	72.46	○	—	継続	譲渡協議	19
4	市民文化系施設	その他市民文化系施設	本郷	本郷山村センター	—	LGS	1981	274.81	旧	—	廃止	廃止協議	61
5	社会教育系施設	博物館・郷土資料館	本郷	本郷歴史民俗資料館	—	RC	1977	173.90	旧	—	継続	検討	79
6	スポーツ・レクリエーション系施設	武道館	本郷	本郷柔剣道場	—	S	1977	180.00	旧	土	廃止	廃止協議	91
7	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	本郷	本郷農山村広場(事務所等)	—	SRC	2000	50.00	○	土	転用	維持(修繕)	94
8	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	らんかん高原本郷野外活動交流施設	—	RC	1976	498.74	旧	—	継続	検討	116
9	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	本郷らんかんバンガロー(大バンガロー)	—	W	1990	93.15	○	—	継続	維持(改修)検討	116
10	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	本郷らんかんスポーツゲームハウス	—	W	1989	653.40	○	—	廃止	廃止協議	116
11	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	本郷らんかんバンガロー(ケビン)	—	W	1998	27.32	○	—	継続	維持(改修)検討	116
12	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	本郷らんかんバンガロー(ログハウス)	—	W	1990	44.55	○	—	継続	維持(改修)検討	116
13	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	らんかん高原管理人宿舍及び事務所	—	LGS	1977	118.80	旧	—	廃止	廃止	116
14	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	美和西	本郷らんかん高原無料休憩所	—	W	1977	77.72	旧	—	継続	検討	116
15	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	本郷	らんかん高原森林体験交流促進施設	—	W	1992	90.86	○	—	廃止	廃止	116
16	産業系施設	工業団地	本郷	神田工業団地	—	LGS	1993	1,786.36	○	—	継続	検討	127
17	産業系施設	工業団地	本郷	中山工業団地	—	S	2001	1,439.71	○	土	継続	検討	127

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
18	産業系施設	研修センター	波野	本郷波野集落センター	—	S	1983	246.00	○	土	転用	検討	130
19	産業系施設	農林水産系施設	本郷	本郷ライスセンター	—	LGS	1993	503.44	○	—	継続	譲渡,協議	137
20	産業系施設	農林水産系施設	美和西	本郷らん高原放牧場	—	S	1973	2,412.62	旧	—	継続	検討	139
21	産業系施設	加工場	本郷	本郷四季の味・山代の里	—	W	2003	174.23	○	土	継続	譲渡,協議	143
22	学校教育系施設	小学校	本郷	本郷小学校	○	RC	1986	1,935.00	○	土	継続	維持(長寿)	159
23	学校教育系施設	小学校	波野	波野小学校	—	CB	1991	952.34	○	土	転用,検討	検討	164
24	学校教育系施設	中学校	本郷	本郷中学校	—	RC	1993	2,687.54	○	土	継続	検討	174
25	学校教育系施設	その他教育系施設	本郷	本郷山村留学センター	—	W	2004	861.34	○	—	継続	維持(長寿)	183
26	学校教育系施設	その他教育系施設	本郷	教委バス車庫	—	S	1986	51.12	○	—	継続	維持(修繕)	183
27	保健・福祉施設	保健センター	本郷	岩国市本郷保健センター	—	W	1989	504.22	○	—	継続,転用	検討	186
28	保健・福祉施設	介護福祉施設	本郷	本郷デイサービスセンター	—	RC	1996	130.55	○	—	継続	検討	191
29	保健・福祉施設	高齢者生きがい活動	本郷	本郷高齢者きらめき交流プラザ	—	S	2002	1,099.39	○	—	継続	維持(改修)	198
30	保健・福祉施設	福祉会館	本郷	本郷福祉サービスセンター	—	W	1995	316.74	○	—	廃止,検討	譲渡,協議	206
31	子育て支援施設	保育園	本郷	ほんごう保育園	—	W	1994	369.27	○	土	継続	維持(長寿)	212
32	子育て支援施設	放課後児童教室	本郷	本郷放課後児童教室	○	本郷小学校併設			○	土	継続	維持(長寿)	228
33	医療施設	診療所	本郷	本郷診療所	—	S	1999	220.04	○	—	継続	維持(修繕)	236
34	医療施設	診療所	本郷	本郷歯科診療所	○	RC	1980	41.00	旧	—	移転	廃止	236
35	行政系施設	総合支所等	本郷	本郷支所	○	W	2014	387.75	○	—	継続	維持(長寿)	244
36	行政系施設	消防団車庫等	本郷	本郷5分団消防車庫	—	W	1997	24.00	○	土	継続	維持(修繕),検討	260
37	行政系施設	消防団車庫等	本郷	本郷2分団消防車庫	—	W	1983	30.40	○	—	継続	維持(修繕),検討	260
38	行政系施設	消防団車庫等	本郷	本郷3分団消防車庫	—	W	1988	25.16	○	土	継続	維持(修繕),検討	260
39	行政系施設	消防団車庫等	本郷	本郷6分団消防車庫	—	W	1979	30.40	旧	土	継続	維持(修繕),検討	260
40	行政系施設	消防団車庫等	本郷	本郷1分団・4分団消防車庫	—	W	1971	42.92	旧	—	継続	維持(修繕),検討	260
41	行政系施設	その他行政系施設	本郷	岩国市営本郷バス車庫	—	S	1992	157.85	○	土	継続	維持(修繕)	274
42	行政系施設	その他行政系施設	本郷	松原車庫	—	LGS	2001	48.42	○	—	継続	維持(修繕)	274
43	行政系施設	その他行政系施設	本郷	本郷林構重機保管庫	—	S	1983	74.00	○	—	継続	維持(修繕)	274
44	行政系施設	その他行政系施設	本郷	旧山村留学センター	—	W	1986	333.53	○	—	転用,廃止	廃止,検討	274
45	行政系施設	その他行政系施設	本郷	本郷交流広場	—	W	2021	68.81	○	—	継続	維持(修繕)	274
46	公営住宅	公営住宅	本郷	本郷郷団地住宅	—	CB	1981	872.80	○	土	継続	維持(長寿)	291
47	公営住宅	公営住宅	本郷	本郷大田団地住宅	—	W	1988	693.40	○	土	継続	維持(長寿)	291
48	公営住宅	公営住宅	本郷	本郷八幡団地住宅	—	W	2002	699.20	○	土	継続	維持(長寿)	291
49	公営住宅	公営住宅	波野	本郷波野団地住宅	—	CB	1983	169.50	旧	土	移転	廃止	292
50	公営住宅	特定公共賃貸住宅	本郷	本郷今市団地	—	W	1995	346.80	○	土	継続	維持(長寿)	305
51	公営住宅	特定公共賃貸住宅	本郷	本郷八幡団地住宅(特公賃)	—	W	2003	375.60	○	土	継続	維持(長寿)	305
52	公営住宅	特定公共賃貸住宅	本郷	本郷和田団地(特公賃)	—	W	1994	314.00	○	土	継続	維持(長寿)	305
53	公営住宅	単独定住住宅	波野	本郷給田原住宅	—	S	1991	237.82	○	土	継続	維持(長寿),譲渡,協議	309
54	公営住宅	単独定住住宅	本郷	本郷新町住宅	—	W	1994	74.94	○	—	継続	維持(長寿),譲渡,廃止	309
55	公営住宅	単独定住住宅	本郷	本郷神田ミニ団地住宅	—	W	1997	101.86	○	—	継続	維持(長寿),譲渡,廃止	309
56	公営住宅	単独定住住宅	本郷	本郷仲田住宅	—	W	1998	60.43	○	—	継続	維持(長寿),譲渡,協議	309
57	公営住宅	単独定住住宅	本郷	本郷和田団地(単独定住)	—	LGS	1990	940.10	○	土	継続	維持(長寿),譲渡,協議	309

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
58	公営住宅	教職員住宅	本郷	今市教職員住宅	—	CB	1977	134.90	旧	—	廃止	廃止	316
59	公営住宅	教職員住宅	本郷	仲田教職員住宅	—	RC	1987	259.08	○	—	継続,転用	維持(修繕)	316
60	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	本郷	岩国市本郷ごみ処理場	—	S	1975	945.62	旧	土	継続	維持(修繕),検討	320
61	その他	普通財産集会所	本郷	岡の迫集会所	—	W	1986	99.30	○	土	継続	譲渡,協議	330
62	その他	普通財産集会所	本郷	下宇塚集会所	—	W	1980	49.68	旧	土	移転	廃止,協議	330
63	その他	普通財産集会所	本郷	茅原多目的集会所	—	W	1985	98.50	○	土	継続	譲渡,協議	330
64	その他	普通財産集会所	本郷	今市集落センター	—	W	1982	96.00	○	土	継続	譲渡,協議	330
65	その他	普通財産集会所	本郷	洪人西集会所	—	W	1981	49.68	旧	土	移転	廃止,協議	330
66	その他	普通財産集会所	本郷	助光集会所	—	W	1983	49.68	○	土	継続	譲渡,協議	330
67	その他	普通財産集会所	本郷	上宇塚集会所	—	W	1983	49.68	○	土	継続	譲渡,協議	330
68	その他	普通財産集会所	本郷	神田多目的ハウス	—	W	1993	157.27	○	—	継続	譲渡,協議	330
69	その他	普通財産集会所	本郷	中山多目的集会所	—	W	1985	99.40	○	土	継続	譲渡,協議	330
70	その他	普通財産集会所	本郷	仲田生活改善センター	—	W	1981	89.00	旧	土	移転	廃止,協議	331
71	その他	普通財産集会所	本郷	程原集会所	—	W	1982	49.68	○	土	継続	譲渡,協議	331
72	その他	普通財産集会所	本郷	波野原集会所	—	W	1980	49.68	旧	—	移転	廃止,協議	331
73	その他	普通財産集会所	本郷	本郷原集会所	—	W	1979	49.68	旧	土	廃止	廃止	331
74	その他	公衆便所	本郷	支所前公衆便所	—	W	2000	12.64	○	—	継続	維持(修繕)	354
75	その他	その他の施設	本郷	本郷旧辰栄工業(備品仮置き場)	—	S	1980	2,013.39	旧	土	—	廃止	389
76	遊休資産	遊休資産	本郷	旧本郷村民プール更衣室	—	CB	1972	66.00	旧	—	—	廃止	396
77	遊休資産	遊休資産	本郷	旧錦川森林組合本郷出張所一般事務所	—	W	1997	19.87	○	—	—	検討	396
78	遊休資産	遊休資産	本郷	旧本谷小学校	—	W	1953	734.00	旧	土	—	廃止	396
79	遊休資産	遊休資産	本郷	本郷倉庫(旧本郷水耕栽培施設)	—	LGS	1990	80.00	○	—	—	検討	397
80	遊休資産	遊休資産	本郷	旧本郷警察署車庫	—	LGS	1989	128.72	○	—	—	検討	397

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
本郷地区	本郷ふるさと交流館	11	339世帯	494人
本谷地区	本谷へき地集会所兼体育館	3	44世帯	65人
波野地区	本郷波野集落センター	2	62世帯	111人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、交流館が1. 本郷ふるさと交流館の1施設、集会所が2. 本谷へき地集会所兼体育館、3. 渋人東多目的集会所の2施設、普通財産集会所が、61. 岡の迫集会所、62. 下宇塚集会所、63. 茅原多目的集会所、64. 今市集落センター、65. 渋人西集会所、66. 助光集会所、67. 上宇塚集会所、68. 神田多目的ハウス、69. 中山多目的集会所、70. 仲田生活改善センター、71. 程原集会所、72. 波野原集会所、73. 本郷原集会所の13施設、合わせて16施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 本郷ふるさと交流館

耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設として位置付け継続利用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

2. 本谷へき地集会所兼体育館

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいるものの、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

3. 渋人東多目的集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

61. 岡の迫集会所、63. 茅原多目的集会所、64. 今市集落センター、66. 助光集会所、67. 上宇塚集会所、68. 神田多目的ハウス、69. 中山多目的集会所、71. 程原集会所

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから譲渡について施設の改修の在り方を含めて協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

62. 下宇塚集会所、65. 渋人西集会所、70. 仲田生活改善センター、72. 波野原集会所

旧耐震基準の建物で老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。施設の状態を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲受けの意向がある場合は、譲渡する。

73. 本郷原集会所

旧耐震基準の施設で、老朽化が進んでおり、利用者もいないため、廃止する。

ウ アクションプログラム

1. 本郷ふるさと交流館

本郷地区の地域づくり拠点施設とします。本郷支所との複合施設で、2014 年に新耐震基準で建設し、建築から 9 年経過しています。市主催の各種講演会や生涯学習発表会、各種団体による舞踏などのサークル活動、自治会連合会の総会などに使用され、諸室の稼働率は 2%~70.3%で、年間約 2,000 人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

管理運営については、支所に併設しており、現行どおり市が直営で行い、平日夜間土日祝日を地域管理とします。

2. 本谷へき地集会所兼体育館

本谷地区の地域づくり拠点施設とします。旧本谷小学校の体育館を転用した施設で、1979 年に旧耐震基準で建設し、建築から 44 年経過しています。子ども神楽練習、健康サロンなどに使用され、諸室の平均稼働率は 5.6%で、年間約 800 人が利用しています（令和 3 年度実績）。

地域づくり拠点施設に位置づけていますが、老朽化が顕著となっており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、令和 7 年度までに施設の在り方について検討・協議します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動・管理運営手法について令和 7 年度までに検討します。

3. 渋人東多目的集会所

1998 年に新耐震基準で建設し、建築から 24 年経過しています。自治会の総会や地域イベントなどに使用され、諸室の平均稼働率は 0.1%で、年間約 30 人が利用しています。

地元自治会が指定管理者になり、費用負担を含めて管理運営していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

61. 岡の迫集会所、63. 茅原多目的集会所、64. 今市集落センター、

66. 助光集会所、67. 上宇塚集会所、68. 神田多目的ハウス、69. 中山多目的集会所、71. 程原集会所

岡の迫集会所は、1986 年に建設し、建築から 37 年経過しています。

茅原多目的集会所と中山多目的集会所は、1985 年に建設し、建築から 38 年経過しています。

今市集落センターと程原集会所は、1982 年に建設し、建築から 41 年経過しています。

助光集会所と上宇塚集会所は、1983 年に建設し、建築から 40 年経過しています。

神田多目的ハウスは、1993 年に建設し、建築から 30 年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

62. 下宇塚集会所、65. 渋人西集会所、70. 仲田生活改善センター、72. 波野原集会所

仲田生活改善センターと渋人西集会所は、1981 年に建設し、建築から 42 年経過しています。

下宇塚集会所と波野原集会所は、1980 年に建設し、建築から 43 年経過しています。

いずれの施設も、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していますが、旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度までに地域自治会等と廃止について協議します。

なお、地域自治会等が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

73. 本郷原集会所

1979 年に旧耐震基準で建設し、建築から 44 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでおり、利用者がいないことから廃止し、除却時期を調整します。

(2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、4. 本郷山村センターを設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

4. 本郷山村センター

地域コミュニティ活動の場として設置したものの、現状は特定の団体が使用していることから、歯科診療所の機能の移転場所の確保を前提として廃止する。建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、現在の利用者と廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

4. 本郷山村センター

歯科診療所との複合施設で、1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 42 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和 7 年度までに歯科診療所機能の本郷保健センターへの移転の可能性を検証し、移転が可能な場合は、現在の利用者と廃止について協議します。

(3) 博物館・郷土資料館

博物館・郷土資料館として、5. 本郷歴史民俗資料館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 80 ページを参照）

【機能】

岩国市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐために重要な役割を果たしていることから、基本的に継続します。

【建物】

国等の有形文化財に指定され、又は登録されている歴史的建造物は、法令等に基づき必要な補修を行って保存・活用します。

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示をしている歴史民俗資料館については、観覧者の利便性を考慮した施設配置の在り方、歴史資料や民具等の一括した収蔵・展示方法を検討した上で、集約を図ります。

【管理運営】

これまでの保存・展示中心の機能に加え、体験・交流型の事業展開を図り、歴史資料等に触れる機会を提供して、利用者の増加を目指すことが求められているため、調査・研究を主たる業務とする学芸員の役割を明確にし、施設の管理運営の在り方について民間活力の活用を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

5. 本郷歴史民俗資料館

地域の生活文化や農機具等の資料の保存・展示を行い、各地域の生活文化の歴史等を学ぶための機能は継続するものの、旧自治体の各所に設置されていることから集約化を図り、一体的に学習できるように検討する。

本郷歴史民俗資料館は旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいることから、当面は継続利用するものの、利用実態を踏まえ、機能の在り方に併せて施設の在り方についても検討する。

ウ アクションプログラム

5. 本郷歴史民俗資料館

1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著なことから、令和3年3月に策定した「岩国市博物館等施設再整備計画」に基づき、令和7年度までに資料の新博物館への集約及び集約後の施設の転用・廃止を含めて活用方法の在り方を検討します。

(4) スポーツ施設

スポーツ施設として、6. 本郷柔剣道場、7. 本郷農山村広場（事務所等）の2施設を設置しています。このほか、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備えた施設を2施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 学校開放の体育館等（施設の詳細は、(10)小学校 (11)中学校を参照）

施設名	方向性
本郷中学校	維持（長寿）

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設、(15)高齢者生きがい活動施設を参照）

施設名	方向性
-----	-----

本郷ふるさと交流館	維持（改修）
本郷高齢者きらめき交流プラザ	維持（改修）

イ 個別施設計画での方向性

6. 本郷柔剣道場

施設利用が、年数回の学校授業となっているため、利用実態を踏まえ、利用者と機能の廃止について協議する。建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、利用者と廃止（除却）について協議する。

7. 本郷農山村広場（事務所等）

農林事業者の健康とコミュニティ活動の増進を目的に設置しているものの、スポーツ施設として利用されている実態に鑑み、その機能は地域住民の健康増進と体育・スポーツの振興に資することへ転用する。耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

6. 本郷柔剣道場

1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過しています。耐震診断は未実施で老朽化が顕著となっていること、また、学校の授業での年数回の利用実態を踏まえ、令和7年度までに利用者と廃止について協議します。

7. 本郷農山村広場（事務所等）

広場は、市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附属施設（事務所・トイレ等）は、2000年に新耐震基準で建設し、建築から23年経過しています。広場利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕等を行い継続利用します。

(5) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、8. らかん高原本郷野外活動交流施設、9. 本郷らんかんバンガロー（大バンガロー）、10. 本郷らんかんスポーツゲームハウス、11. 本郷らんかんバンガロー（ケビン）、12. 本郷らんかんバンガロー（ログハウス）、13. らかん高原管理人宿舎及び事務所、14. 本郷らんかん高原無料休憩所、15. らかん高原森林体験交流促進施設（ポポロの森キャンプ場跡地）の8施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は121ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

8. らかん高原本郷野外活動交流施設

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。旧耐震基準の「らんかん高原本郷野外活動交流施設」については、利用実態を踏まえ、周辺の無料休憩所へ機能を移転し、廃止を検討する。

9. 本郷らんかんバンガロー（大バンガロー）、11. 本郷らんかんバンガロー（ケビン）、12. 本郷らんかんバンガロー（ログハウス）

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。当面は必要な改修等を行い継続利用するものの、大規模な改修が必要となった段階で、在り方の検討結果を踏まえて検討する。

10. 本郷らんかんスポーツゲームハウス

耐震基準を満たしているものの、利用実態がなく、今後の利用も見込まれないことから、廃止する。ただし、希望があれば譲渡も検討する。

13. らんかん高原管理人宿舎及び事務所

耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著となっており、利用実態がないことから、廃止する。

14. 本郷らんかん高原無料休憩所

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。耐震基準を満たしておらず、当面は必要な修繕等を行い継続利用するものの、「らんかん高原本郷野外活動交流施設」との機能移転等の検討結果を踏まえ、在り方を検討する。

15. らんかん高原森林体験交流促進施設（ポポロの森キャンプ場跡地）

耐震基準を満たしているものの、利用実態がなく、今後の利用も見込まれないことから、廃止する。

《参考》

①らんかん高原交流センター、②らんかん高原オートキャンプ場

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。施設は、耐震基準を満たしていることから、当面は必要な改修等を行い継続利用するものの、大規模な改修が必要となった段階で、上記の在り方の検討結果を踏まえて検討する。

③羅漢山青少年旅行村

広域的交流拠点として基本的に機能を継続するものの、利用実態及びアウトドアに関するニーズを踏まえ、在り方について検討する。施設は、旧耐震基準で建設されており、老朽化が顕著で、安全性が危惧されることから、利用実態を精査して、適正規模への建て替え・廃止を含めて在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

8. らんかん高原本郷野外活動交流施設、9. 本郷らんかんバンガロー（大バンガロー）、11. 本郷らんかんバンガロー（ケビン）、12. 本郷らんかんバンガロー（ログハウス）、14. 本郷らんかん高原無料休憩所

①らんかん高原交流センター、②らんかん高原オートキャンプ場、③羅漢山青少年旅行村

広域的交流拠点として、基本的に機能を継続するものの、令和7年度までに利用実態及び施設の状態を精査し、らんかん高原全体の施設の在り方、経営の在り方について検討します。

10. 本郷らんかんスポーツゲームハウス

1989年に新耐震基準で建設し、建築から34年経過しています。利用実態がなく、今後の利用も見込まれないことから、令和7年度までに廃止し、除却時期を調整します。

13. らかん高原管理人宿舎及び事務所

1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著で、利用実態がないことから令和 7 年度までに廃止し、除却時期を調整します。

15. らかん高原森林体験交流促進施設（ポポロの森キャンプ場跡地）

1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過しています。利用実態がなく、老朽化が激しいことから令和 7 年度までに廃止し、除却時期を調整します。

(6) 工業団地

工業団地として、16. 神田工業団地、17. 中山工業団地の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

16. 神田工業団地、17. 中山工業団地

企業誘致のための施設であり、機能は継続する。建物は耐震基準を満たしており、民間企業への譲渡を含めて今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

16. 神田工業団地、17. 中山工業団地

神田工業団地は、軽量鉄骨造ハウス 2 棟とビニールハウス 2 棟の温室で構成。1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。

中山工業団地は、鉄骨造の建物と軽量鉄骨造の温室で構成。2001 年に新耐震基準で建設し、建築から 22 年経過しています。

いずれも現在は未使用ですが、企業誘致のために欠かせない施設であり、必要な修繕等を行い継続使用します。なお、令和 7 年度までに企業誘致の方法や管理運営方法について検討します。

(7) 研修センター

研修センターとして、18. 本郷波野集落センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 131・132 ページを参照）

【機能】【建物】

農業技術の研修の場などの目的に沿って国庫補助金等を導入して建設したものの、利用実態は集会所と同様となっていることから、補助金等適正化法の関係を整理した上で、用途を変更し、なかでも「地域づくり拠点施設」となる施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

地域コミュニティの活動の場となっている施設で耐震基準を満たしている施設については、地域への譲渡について協議します。地域に譲受けの意向がない場合は、当分の間、現行どおりで継続使用するものの、改修が必要となった段階で廃止（除却）します。

旧耐震基準の施設については、廃止します。なお、施設の状態を十分説明した上で、地域から譲り受けの意向が示された場合は、譲渡します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

18. 本郷波野集落センター

利用実態が地域のコミュニティ活動の場となっていることから、集会系施設に機能を転用する。

建物は、耐震基準を満たしており、地域づくり拠点施設としての位置付けを含め、施設の在り方について検討を行う。

ウ アクションプログラム

18. 本郷波野集落センター

波野地区の地域づくり拠点施設とします。1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。サロンや地域の祭りの準備、自治会集会などに使用され、諸室の平均稼働率は 0.1% で、年間約 300 人が利用しています。

地域づくり拠点施設に位置づけており、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動・管理運営手法を令和 7 年度までに検討します。

(8) 農林水産系施設

農林水産系施設として、19. 本郷ライスセンター、20. 本郷らんかん高原放牧場の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 140 ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を挙げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

なお、当初の設置目的と異なり、地域コミュニティの活動の場となっている施設については、地元自治会への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。譲受けの意向がない場合は、改修が生じた段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

19. 本郷ライスセンター

米の育苗、粃摺り、乾燥を行う機能については継続する。建物は、耐震基準を満たしており、現在の指定管理者が利用者から利用料金を収納して自立した経営を行っていることから、別途、農業振興を図るための支援の仕組みを構築し、当該施設については現在の指定管理者への譲渡について協議する。

20. 本郷らんかん高原放牧場

畜産事業については地域の基幹産業となっていることから、機能を継続する。

畜舎や堆肥舎などは耐震基準を満たしているものの、それ以外の建物は旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいる。利用者が減少傾向にあり、飼育頭数も頭打ちの状況となっていることから、飼育料の設定など経営の安定化を含め今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

19. 本郷ライスセンター

1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。指定管理者が自立した経営を行っていることから、令和7年度までに指定管理者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

20. 本郷らかん高原放牧場

飼料乾燥施設、畜舎、堆肥舎などを設置しています。各施設の建築年次や経過年数は次のとおりで、建築から33年～49年経過しています。現在9農家が利用し、成牛約27頭、育成牛約23頭を飼育しています（令和5年4月1日現在）が、預託している畜産農家の高齢化などにより利用者及び飼育頭数が減少傾向にあり、新たな受入れを中止し、飼育料の設定など経営の安定化を含め、おおむね10年後を目途に今後の在り方について検討します。その間は、必要な修繕を行い継続使用するとともに、らかん高原関連施設の在り方検討にあわせ利活用を検討します。

施設名	建築年・経過年数	施設名	建築年・経過年数
①飼料乾燥施設	1988年、35年経過	②畜舎	1990年、33年経過
③堆肥舎	1990年、33年経過	④機械格納庫	1986年、37年経過
⑤倉庫	1974年、49年経過	⑥旧畜舎	1978年、45年経過
⑦農具倉庫	1978年、45年経過		

(9) 加工場

加工場として、21. 本郷四季の味・山代の里を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は145ページを参照）

【機能】

岩国市の農産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設内で行われていることが農産物等の加工・販売等であり、地域団体が一定の収入を得て主体的に運営していくことが可能なことから、耐震基準を満たしている施設については、取組内容や経営状況を精査した上で、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議します。

譲渡に当たっては、農業振興のための支援施策の在り方について別途検討します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

耐震基準を満たしていない施設については、原則廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

21. 本郷四季の味・山代の里

地元の各種団体・グループが、もち、こんにゃく、味噌加工、豆腐、わさび漬けなど地域農産物の加工販売を主体的に行い、一定の収入を確保し、地域の活性化に寄与していることから機能は継続する。建物は、耐震基準を満たしており、当分の間使用できることから、補助金等適正化法との関係を整理し、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議する。なお、地元譲受けの意向がない場合は、廃止する。

ウ アクシヨンプログラム

21. 本郷四季の味・山代の里

2003年に新耐震基準で建設し、建築から20年経過しています。地域の団体が特産品の加工・販売により一定の収入を確保していることから、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、利用団体等への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(10) 小学校 (11) 中学校

小学校として、22. 本郷小学校、23. 波野小学校の2施設を、中学校として、24. 本郷中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165・177ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間には必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続きを行い、普通財産に転用した上で、サウンディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

22. 本郷小学校

耐震基準を満たし、建築から40年未満の施設もあり、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

23. 波野小学校

休校後、一定の期間を経過した学校施設については用途変更を行い普通財産に転用し、民間活力を活用したサウンディング型市場調査の手法等も取り入れて利活用や売却について検討する。

24. 本郷中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。建築後45年未満の施設であることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

22. 本郷小学校、24. 本郷中学校

本郷小学校の校舎は、1986年に新耐震基準で建設し、建築から37年経過しています。

本郷中学校の校舎は、1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。

体育館は、本郷小学校と本郷中学校が合同で使用しており、1977年に旧耐震基準で建設し、2015年に耐震改修を行っていますが、建築から46年経過して老朽化が顕著となっています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、いずれも学校施設として維持することから、各学校の校舎及び体育館は「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

23. 波野小学校

校舎は1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。平成23年に休校後、校舎3室（全体14室）を地域住民による運動会などの活動や高校の合宿などで年間10回程度利用されています。令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。

(12) その他教育系施設

その他教育系施設として、25. 本郷山村留学センター、26. 教委バス車庫の2施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

25. 本郷山村留学センター

都市部との幅広い交流と地域の活性化のため今後も継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

26. 教委バス車庫

マイクロバス及びスクールバスの車庫として必要なことから継続する。建物は、耐震基準を満たしており、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

25. 本郷山村留学センター

2004年に新耐震基準で建設し、建築から19年経過しています。都市部の12人（定員20人）を受け入れ、美しい自然環境をいかした体験活動等を行うとともに、近隣の小中学校での学校生活や集団生活をおくる施設として人材育成、地域の活性化に寄与していることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

26. 教委バス車庫

1986年に新耐震基準で建設し、建築から37年経過しています。通学用スクールバス等の車庫として使用しており、当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

(13) 保健センター

保健センターとして、27. 岩国市本郷保健センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は187ページを参照）

【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

【管理運営等】

管理運営については、当面は直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直し、減額・免除規定の見直しを含む受益者負担適正化に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

27. 岩国市本郷保健センター

耐震基準を満たしていることから、今後も継続使用するものの、集団検診等における利用実態から、近隣施設の機能との複合化を図るなど有効活用について、施設の改修や管理運営手法の見直しを含めて検討する。

ウ アクションプログラム

27. 岩国市本郷保健センター

1989年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過しています。施設は、機能回復訓練室、栄養指導実習室などで構成されており、食生活改善推進員や母子保健推進員の研修などに使用され、諸室の稼働率は0%～3.1%となっています。

職員は、美川保健センターに常駐しており、機能は今後も継続し、施設は保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。なお、令和7年度までに、本郷歯科診療所の機能の移転の可能性について検証し、移転が可能な場合は、管理運営手法について検討します。

(14) 介護福祉施設

介護福祉施設として、28. 本郷デイサービスセンターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は191・192ページを参照）

【機能】【建物】

要介護者の生活を支える上で必要な機能であるものの、平成12年の介護保険制度の創設により、民間事業者が介護事業収入と利用者負担金収入を得て自立した経営が可能なことから、行政の役割を明確にした上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

イ 個別施設計画での方向性

28. 本郷デイサービスセンター

耐震基準を満たしており、在宅における要介護者の生活を支援するための機能は継続するものの、補助金等適正化法との関係を整理した上で、今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

28. 本郷デイサービスセンター

養護老人ホーム松風荘と同一敷地内に1996年に新耐震基準で建設し、建築から27年経過しています。民間事業者が介護事業収入等を確保してデイサービス事業を実施しており、自立した経営が見込まれることから、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、現在の指定管理者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(15) 高齢者生きがい活動施設

高齢者生きがい活動施設として、29. 本郷高齢者きらめき交流プラザを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 199 ページを参照）

【機能】【施設】

高齢者の生きがい活動等に使用されている施設については基本的に継続します。ただし、利用実態が地域の集会所としても活用されるなど地域に密着している施設については、耐震基準を満たし、当分の間、使用が可能なことから、地元への譲渡について協議します。

地元へ譲受けの意向がない場合は、必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となった段階で廃止について協議します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

29. 本郷高齢者きらめき交流プラザ

本郷地域唯一の施設であることから、施設の設置目的である高齢者の健康づくり、いきがい活動の場としての利用促進を図り、必要な改修を行い継続使用する。

ウ アクションプログラム

29. 本郷高齢者きらめき交流プラザ

屋根付き運動施設（屋外ゲートボール場）と機能回復訓練施設、便所で構成し、2002 年に新耐震基準で建設し、建築から 21 年経過しています。高齢者の健康づくり、いきがい活動の場として天候にかかわらず使用できることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(16) 福祉会館

福祉会館として、30. 本郷福祉サービスセンターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 207・208 ページを参照）

【機能】

高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供は今後も必要ですが、高齢者の移動の困難性を考慮し、できるだけ身近な地域の施設を活用して、活動の場・機会を提供していくことが望まれます。

出張所等が併設された公民館や学習等供用会館、集会所等の「地域づくり拠点施設」を活用し、地域が自主的に身近な施設を活用し、地域の高齢者の生きがい活動の場や機会を提供するとともに、高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守り、高齢者と子供たち等との交流の場づくりなどに取り組むなど、福祉会館等の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

30. 本郷福祉サービスセンター

高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場であるものの、現在の利用実態を勘案し、基本方針に基づき廃止を含め在り方について検討する。建物は、耐震基準を満たしており、指定管理者が、団体の事務所および研修施設等として使用し、介護保険事業の事業所としても使用していることから、現在の指定管理者への譲渡について、施設の修繕の在り方を含め協議する。

ウ アクションプログラム

30. 本郷福祉サービスセンター

1995 年に新耐震基準で建設し、建築から 28 年経過しています。利用実態は各種団体の会議等のほか、指定管理者の事務所、研修施設として、また、介護保険事業者としての事業所として使用さ

れています。なお、浴場は、設備の老朽化により平成 16 年から休止しています。令和 7 年度までに現在の指定管理者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(17) 保育園

保育園として、31. ほんごう保育園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 213 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年 10 月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

31. ほんごう保育園

地域性を鑑み、今後も継続し、小規模保育事業等への移行を検討する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

31. ほんごう保育園

1994 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年経過しています。本郷地域では民間を含め唯一の子育て支援施設であることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(18) 放課後児童教室

放課後児童教室として、32. 本郷放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

32. 本郷放課後児童教室

学校の教室を使用して開設していることから、学校の改修等に合わせて長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

32. 本郷放課後児童教室

本郷小学校の教室を使用して開室しています。本郷小学校の改修に合わせ対応します。

(19) 診療所

診療所として、33. 本郷診療所、34. 本郷歯科診療所の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は237ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続するものの、利用実態を精査し、利用者がほとんど見込まれない診療所については、代替機能の確保を含め今後の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

33. 本郷診療所

地域医療を確保するため、利用実態を精査しつつ、施設の必要な修繕等を行い、機能を維持する。

34. 本郷歯科診療所

地域医療を確保するため機能は継続するものの、施設は旧耐震基準で老朽化が進んでいることから、近隣の施設への移転複合化を進め、当施設は廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

33. 本郷診療所

1999年に新耐震基準で建設し、建築から24年経過しています。地域医療を確保するため、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

34. 本郷歯科診療所

本郷山村センターとの複合施設で、1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和7年度までに本郷保健センターへの移転・複合化の可能性を検証し、可能な場合は、建物は廃止し、除却時期を調整します。

(20) 総合支所等

総合支所等として、35. 本郷支所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は245ページを参照）

【機能】

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後45年未満であることから計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用を検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

35. 本郷支所

耐震基準を満たしており、継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

35. 本郷支所

本郷ふるさと交流館との複合施設で、2014 年に新耐震基準で建設し、建設から 9 年が経過しています。地域の行政サービスの拠点として、また、地域防災の中核機能を担うこと、併設する本郷ふるさと交流館を地域づくり拠点施設として位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(21) 消防団車庫等

消防団車庫等として、36. 本郷 5 分団消防車庫、37. 本郷 2 分団消防車庫、38. 本郷 3 分団消防車庫、39. 本郷 6 分団消防車庫、40. 本郷 1 分団消防車庫の 5 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

36. 本郷 5 分団消防車庫、37. 本郷 2 分団消防車庫、38. 本郷 3 分団消防車庫、39. 本郷 6 分団消防車庫、40. 本郷 1 分団消防車庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

36. 本郷 5 分団消防車庫、37. 本郷 2 分団消防車庫、38. 本郷 3 分団消防車庫、39. 本郷 6 分団消防車庫、40. 本郷 1 分団消防車庫

本郷第 2 分団、第 3 分団、第 5 分団消防車庫は新耐震基準で、それ以外は旧耐震基準で建設し、建築から 26 年～52 年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(22) その他行政系施設

その他行政系施設として、41. 岩国市営本郷バス車庫、42. 松原車庫、43. 本郷林構重機保管庫、44. 旧山村留学センター、45. 本郷交流広場の 5 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

41. 岩国市営本郷バス車庫、42. 松原車庫

生活交通バス関連施設として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い、継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

43. 本郷林構重機保管庫

道路等の維持管理に必要な機械及び資機材の倉庫であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

44. 旧山村留学センター

耐震基準を満たしており、新しい山村留学センターを設置したことから、書庫として使用している。市全体の文書管理、書庫の在り方を検討し、他の用途での活用か、廃止について検討する。

45. 本郷交流広場

交流又は憩いの場の提供及び公衆衛生を確保するため必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

41. 岩国市営本郷バス車庫、42. 松原車庫

いずれも新耐震基準で建設し、建築から 31 年・22 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用します。なお、令和 7 年度までに車庫全体の在り方について検討します。

43. 本郷林構重機保管庫

除雪用重機の保管庫で、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。道路の維持管理に必要な資機材を保管するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

44. 旧山村留学センター

1986 年に新耐震基準で建設し、建築から 37 年経過しています。現在、書庫として使用していますが、令和 7 年度までに市全体の文書管理、書庫の全体像を示し、その結果に基づき他の用途への転用等について検討します。

45. 本郷交流広場

旧本郷総合支所跡地に整備された広場で住民の交流の場として使用されており、今後も継続します。附帯施設のトイレ等は、2021 年に新耐震基準で建設し、建築から 2 年経過しています。広場利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

(23) 公営住宅

公営住宅として、46. 本郷郷団地住宅、47. 本郷大田団地住宅、48. 本郷八幡団地住宅、49. 本郷波野団地住宅の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

46. 本郷郷団地住宅、47. 本郷大田団地住宅、48. 本郷八幡団地住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

49. 本郷波野団地住宅

新耐震基準の建物で、建設から41年経過し、老朽化が進んでいます。管理戸数3戸で、現在入居者はいないことから廃止します。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による本郷地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は37戸で、将来（令和32年）の必要戸数を7戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

48. 本郷八幡団地住宅

2002年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から21年経過し、管理戸数10戸のうち9戸に入居しています。

必要管理戸数を確保した上で、必要な修繕等を行い、継続使用します。

47. 本郷大田団地住宅

1988年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から35年経過し、管理戸数10戸のうち7戸に入居しています。

当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

46. 本郷郷団地住宅

1981年に旧耐震基準で建設し、建築から42年経過の5戸（1棟）と、新耐震基準で建設し、建築から41年～39年経過の9戸（3棟）の、合計14戸で構成しており、このうち旧耐震基準で建設された5戸は、入居者がいないことから令和7年度までに用途廃止し、除却時期を調整します。新耐震基準で建設された9戸は、4戸入居しており、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、老朽化が進んでいることから、新たな入居者の募集は停止し、耐用年限経過の時期を捉え、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

49. 本郷波野団地住宅

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。

管理戸数3戸で入居者はいないことから、令和7年度までに用途廃止し、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。有効活用の見込みがない場合は除却します。

(24) 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅として、50. 本郷今市団地、51. 本郷八幡団地住宅（特公賃）、52. 本郷和田団地（特公賃）の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は306ページを参照）

【機能】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定公共賃貸住宅の機能を継続します。

【建物】

すべて耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、中堅所得者世帯等を対象としていることに鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として必要な特定公共賃貸住宅の管理戸数を示し、行政と民間の役割を明確にしたうえで、今後に必要な戸数については、民間ストックを活用した住宅の在り方について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

公営住宅と同様に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

50. 本郷今市団地、51. 本郷八幡団地住宅（特公賃）、52. 本郷和田団地（特公賃）

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

長寿命化計画による本郷地域の令和4年現在の特定賃貸公営住宅の管理戸数は12戸で、将来（令和32年）の必要戸数を6戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

50. 本郷今市団地、51. 本郷八幡団地住宅（特公賃）

本郷今市団地は、1995年の建設（木造）で、建築から28年経過し、管理戸数4戸で全戸に入居しています。

本郷八幡団地住宅は、2003年の建設（木造）で、建築から20年経過し、管理戸数4戸のうち3戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設しており、管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

52. 本郷和田団地（特公賃）

1994年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から29年経過しており、管理戸数4戸のうち2戸に入居しています。

当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(25) 単独定住住宅

単独定住住宅として、53. 本郷給田原住宅、54. 本郷新町住宅、55. 本郷神田ミニ団地住宅、56. 本郷仲田住宅、57. 本郷和田団地（単独定住）の5施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は311ページを参照）

【機能】

移住・定住等を促進するための「単独定住住宅」及び「若者定住対策住宅」については基本的に機能を継続します。

【建物】

耐震基準を満たし、建築から30年未満の建物については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。なお、戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

旧耐震基準で耐震基準を満たしておらず、建築から45年を超えて老朽化が顕著な建物については、現在の入居者に配慮しつつ廃止について協議します。戸建て住宅で、建物の状況を十分説明し、理解した上で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

今後の定住住宅の在り方については、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として政策的に必要な定住住宅の在り方について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

公営住宅と同様に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

53. 本郷給田原住宅、57. 本郷和田団地（単独定住）

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

56. 本郷仲田住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。なお、戸建て住宅であり、現在の入居者に譲受けの意向がある場合は、譲渡について協議する。

54. 本郷新町住宅、55. 本郷神田ミニ団地住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、入居者がいないことから譲渡について検討する。譲渡の見込みがない場合は廃止する。

ウ アクシオンプログラム

長寿命化計画による本郷地域の令和4年現在の単独定住住宅の管理戸数は23戸で、将来（令和32年）の必要戸数を5戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

53. 本郷給田原住宅、57. 本郷和田団地（単独定住）

本郷給田原住宅は、1991年の建設で、建築から32年経過し、管理戸数4戸のうち2戸に入居しています。

本郷和田団地住宅は、1990年の建設で、建築から33年経過し、管理戸数16戸のうち4戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設しており、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

56. 本郷仲田住宅

本郷仲田住宅（木造）は、1998 年に新耐震基準で建設し、建築から 25 年経過し、管理戸数 1 戸（戸建て住宅）です。

現在入居していることから必要な修繕を行い継続使用します。なお、令和 7 年度までに、現在の入居者と譲渡について協議を行います。

54. 本郷新町住宅、55. 本郷神田ミニ団地住宅

本郷新町住宅と神田ミニ団地住宅は戸建て住宅で、それぞれ 1994 年、1997 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年、26 年経過しています。

いずれも現在、入居者がいないことから、令和 7 年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。

(26) 教職員住宅

教職員住宅として、58. 今市教職員住宅、59. 仲田教職員住宅の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 317 ページを参照）

【機能】【建物】

離島や中山間地域を抱える本市の特性から、市立小中学校に勤務する教職員とその家族に住居を提供する機能は今後も必要なものの、道路・交通事情の改善、民間賃貸住宅の整備水準の向上などから教職員住宅に対するニーズが減少し、入居していない施設もあることや市内に民間の賃貸住宅の空き家が多数あることから、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んで使用が困難な施設については、現在の入居者に配慮した上で廃止します。

なお、今後、新たに教職員住宅が必要となった場合の対策について、民間ストックの活用を含め別途検討します。

【管理運営】

建設年次の新しい施設で小規模な修繕によって使用可能な住宅については、子育て世代向けの住宅や定住対策向けの住宅などの使用を検討するほか、民間への売却を含め、活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

58. 今市教職員住宅

旧耐震基準で建設し、老朽化が進んでおり、現在入居者が居ないことから、廃止（除却）する。

なお、将来、教員住宅が必要になった場合、民間ストックの活用などで対応する。

59. 仲田教職員住宅

耐震基準を満たしており、現在、入居者が居ることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

教職員住宅へのニーズを把握し、ニーズがない場合は、他の用途での活用や民間への売却を含め検討する。

ウ アクシオンプログラム

58. 今市教職員住宅

1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著であり、現在入居者がいないことから廃止し、除却時期を調整します。

59. 仲田教職員住宅

1987 年に新耐震基準で建設し、建築から 36 年経過しています。現在入居者がいないことから機能を廃止し、令和 7 年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合

は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を図ります。有効活用の見込みがない場合は除却します。

(27) ごみ処理場・クリーンセンター

ごみ処理場・クリーンセンターとして、60. 岩国市本郷ごみ処理場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 321 ページを参照）

【機能】【建物】

一般廃棄物の処理は市の責務であり、ごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保する観点から今後も継続します。

新耐震基準の建物については、計画的な改修を行い継続使用し、旧耐震基準の施設は、環境基準に照らし、当分の間、適切な状態を維持します。

【管理運営】

施設の管理運営業務への民間活力の活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

60. 岩国市本郷ごみ処理場

管理棟等は耐震基準を満たしており、必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となった段階で建て替え等を検討する。他の施設は旧耐震基準の施設であり老朽化が顕著なことから廃止を含めて在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

60. 岩国市本郷ごみ処理場

管理棟、し尿等一時貯留槽、ごみ積み替え施設、処理困難ごみ置場等で構成し、管理棟等は、2004 年～2011 年に新耐震基準で建設し、建築から 19 年～12 年経過しています。また、処理困難ごみ置場等は、1975 年～1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 48 年～42 年経過しており、一部老朽化が顕著となっています。

ごみ・し尿を運搬するための中継施設として使用しており、ごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保する観点から、いずれの施設も当分の間、必要な修繕を行い継続使用します。

(28) 公衆便所

公衆便所として、74. 支所前公衆便所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 356 ページを参照）

【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

【管理運営】

現行どおりとします。

イ 個別施設計画での方向性

74. 支所前公衆便所

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

74. 支所前公衆便所

2000 年に新耐震基準で建設し、建築から 23 年経過しています。生活交通バス利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

(29) その他の施設

その他の施設として、75. 本郷旧辰栄工業（備品仮置き場）を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

75. 本郷旧辰栄工業（備品仮置き場）

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著になっている。現在は、備品の保管庫として使用されていることから、当面継続するものの、修繕が必要となった段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

75. 本郷旧辰栄工業（備品仮置き場）

2001 年に民間から取得した施設で、工場 2 棟と倉庫 5 棟、便所で構成し、便所は 1980 年に旧耐震基準で建設され、建築から 43 年経過しています。

工場棟は 1983 年に、倉庫は 1990 年に、いずれも新耐震基準で建設され、建築から 40 年、33 年経過しています。

工場棟は、倉庫として使用するため必要な修繕を行い継続使用します。便所及び倉庫は、令和 6 年度に除却します。

(30) 遊休資産

遊休資産として、76. 旧本郷村民プール更衣室、77. 旧錦川森林組合本郷出張所一般事務所、78. 旧本谷小学校、79. 本郷倉庫（旧本郷水耕栽培施設）、80. 旧本郷警察署車庫の 5 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 397 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

76. 旧本郷村民プール更衣室、78. 旧本谷小学校

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

77. 旧錦川森林組合本郷出張所一般事務所、79. 本郷倉庫（旧本郷水耕栽培施設）、

80. 旧本郷警察署車庫

公的利用や地域利用の調査を行った上で利活用の見込みが無い施設について、売却や民間活力の活用を、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討する。検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

76. 旧本郷村民プール更衣室

1972年に旧耐震基準で建設し、建築から51年経過しています。老朽化が顕著なことから廃止し、除却時期について調整します。

78. 旧本谷小学校

校舎と住宅で構成し、このうち校舎は、1953年に旧耐震基準で建設し、建築から70年経過し、老朽化が顕著となっています。校舎の4室（全体9室）を地元自治会等が、物置や活動場所として使用していますが、利用実態を精査した上で令和7年度までに廃止について協議します。

住宅は、1988年に新耐震基準で建設し、建築から35年経過しています。現在、有償で貸与していますが、入居者がいる間は必要な修繕を行い継続使用し、退去した段階で廃止について検討します。

77. 旧錦川森林組合本郷出張所一般事務所、79. 本郷倉庫（旧本郷水耕栽培施設）、

80. 旧本郷警察署車庫

各施設は1989年～1997年に新耐震基準で建設し、建築から34年～26年経過しています。現在未利用となっていることから、令和7年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、利活用の見込みがない場合は売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、施設の有効活用について検討します。

4. 本郷地域における今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(13施設)

ア 集会系施設（9施設）

3. 渋人東多目的集会所、61. 岡の迫集会所、63. 茅原多目的集会所、64. 今市集落センター、66. 助光集会所、67. 上宇塚集会所、68. 神田多目的ハウス、69. 中山多目的集会所、71. 程原集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3 ～71	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	3. 渋人東自治会、61. 岡の迫自治会、63. 茅原自治会、64. 今市自治会 66. 助光自治会、67. 上宇塚自治会、68. 神田自治会、69. 中山自治会、71. 程原自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・本郷支所 本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

イ 福祉系施設（2施設）

28. 本郷デイサービスセンター、30. 本郷福祉サービスセンター

【対応方針】

「福祉施設等の民間譲渡に関する方針」に基づき、補助金等適正化法との関係を整理の上、令和7年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
28. 30	適化法との関係整理 譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	岩国市社会福祉協議会									
担当部署	検討を行う部署・・・本郷支所 施設維持管理・・・美和総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・28. 高齢者支援課、30. 福祉政策課									

ウ 産業系施設（2 施設）

19. 本郷ライスセンター、21. 本郷四季の味・山代の里

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理の上、関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
19. 21	 譲渡の方針に基づき関係者と協議 補助金等適化法との関係整理									
協議先	利用団体									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・美和総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

(2) 廃止について協議する施設(16 施設)

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（7 施設）

10. 本郷らんスポーツゲームハウス、13. らかん高原管理人宿舎及び事務所、
15. らかん高原森林体験交流促進施設（ポポロの森キャンプ場跡地）、58. 今市教職員住宅、
73. 本郷原集会所、75. 本郷旧辰栄工業（倉庫・便所）、76. 旧本郷村民プール更衣室

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。本郷旧辰栄工業（倉庫・便所）は、令和6年度に除却します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10～73. 76	用途廃止手続 除却計画策定の中で時期の調整			計画に基づき対応						
75	施設の除却									
担当部署	除却の調整、施設維持管理・・・10. 13. 15. 73. 75. 本郷支所、58. 教育委員会美和支所、 76. 文化スポーツ課美和分室 本庁所管部署・・・10. 13. 15. 観光振興課、58 教育政策課、73. 地域づくり推進課、 75. 施設経営課、76. 文化スポーツ課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（８施設）

４．本郷山村センター、６．本郷柔剣道場、３４．本郷歯科診療所、６２．下宇塚集会所、
 ６５．渋人西集会所、７０．仲田生活改善センター、７２．波野原集会所、７８．旧本谷小学校（校舎）

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和７年度までに協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
４．３４	歯科診療所の移転の可能性の検証									
	廃止に向けた協議・時期の調整									
６．６２．６５． ７０．７２．７８	利用実態の精査			協議結果に基づく対応						
	廃止に向けた協議									
協議先	４．３４．やましろ商工会、ほんごう維新クラブ、６．施設利用者（本郷小中学校） ６２．下宇塚自治会、６５．渋人西自治会、７０．仲田自治会、７２．波野原自治会 ７８ 地元自治会、若葉会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・４．美和総合支所農林建設課、６．文化スポーツ課美和分室 ３４．地域医療課、６２．６５．７０．７２．本郷支所、 ７８．教育委員会美和支所 本庁所管部署・・・４．農林振興課、６．文化スポーツ課、３４．地域医療課、 ６２．６５．７０．７２．地域づくり推進課、７８．教育政策課									

ウ 市営住宅（１施設）

４６．本郷郷団地住宅（１棟）

【対応方針】

旧耐震基準で建設され、老朽化が進んでおり、入居者がいないことから、令和７年度までに用途廃止し、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
４６	用途廃止手続			除却計画に基づく対応						
	除却計画策定の中で時期の調整									
担当部署	建築住宅課、美和総合支所農林建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設(32 施設)

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（３施設）

２２．本郷小学校、２４．本郷中学校、３２．本郷放課後児童教室

【対応方針】

令和７年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
22. 24. 32										
	保全計画の策定			計画に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・22. 24. 教育委員会美和支所、32. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・22. 24. 教育政策課、32. 保育幼稚園課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（10 施設）

1. 本郷ふるさと交流館、35. 本郷支所、18. 本郷波野集落センター、25. 本郷山村留学センター、
 27. 岩国市本郷保健センター、29. 本郷高齢者きらめき交流プラザ、31. ほんごう保育園、
 33. 本郷診療所

【対応方針】

令和 7 年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

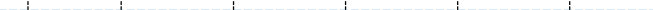
地域づくり拠点施設（複合施設を含む。）については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和 7 年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1 ～35	→ 保全計画の策定			→ 計画に基づく対応						
1. 18. 35	→ 管理運営手法・体制の検討			→ 検討結果に基づき対応						
協議先	1. 本郷エリアを拠点とする地域団体、18. 波野エリアを拠点とする地域団体									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・1. 35. 29. 本郷支所、18. 美和総合支所農林建設課、27. 健康推進課、 25. 教育委員会美和支所、31. 保育幼稚園課、33. 地域医療課 本庁所管部署・・・1. 地域づくり推進課、18. 農林振興課、25. 教育政策課、27. 健康推進課、 29. 高齢者支援課、31. 保育幼稚園課、33. 地域医療課、35. 総務課									

（特公賃）50. 本郷今市団地、51. 本郷八幡団地住宅

【対応方針】

管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
50. 51										
	保全計画策定			計画に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・建築住宅課、美和総合支所農林建設課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（19 施設）

7. 本郷農山村広場（事務所等）、16. 神田工業団地、17. 中山工業団地、26. 教委バス車庫、
 41. 岩国市営本郷バス車庫、42. 松原車庫、43. 本郷林構重機保管庫、45. 本郷交流広場、
 60. 岩国市本郷ごみ処理場、74. 支所前公衆便所、75. 本郷旧辰栄工業（工場棟）、
 78. 旧本谷小学校（住宅）

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。神田工業団地と中山工業団地は、企業誘致の方法や管理運営手法を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7 ～78										
41. 42. 43	 車庫・倉庫・書庫の在り方検討 検討結果に基づき対応									
担当部署	施設維持管理・・・7. 文化スポーツ課美和分室・美和総合支所農林建設課、 16. 17. 41. 42. 45. 74. 75. 本郷支所、26. 78. 教育委員会美和支所、 43. 美和総合支所農林建設課、60. 環境施設課 本庁所管部署・・・7. 文化スポーツ課、16. 17. 商工振興課、26. 78. 教育政策課、 41. 42. 交通政策課、43. 農林振興課、45. 74. 総務課、60. 環境施設課、 75. 施設経営課									

(公営住宅) 46. 本郷郷団地住宅(3棟)、47. 本郷大田団地住宅、48. 本郷八幡団地住宅、
52. 本郷和田団地(特公賃)、

(単独定住) 53. 本郷給田原住宅、57. 本郷和田団地、56. 本郷仲田住宅

【対応方針】

本郷八幡団地住宅は、必要な修繕を行い、継続使用します。

本郷仲田住宅は、必要な修繕を行い、継続使用し、令和7年度までに入居者と譲渡について協議します。

本郷大田団地住宅、本郷郷団地住宅(3棟)、本郷和田団地(特公賃)(単独定住)、本郷給田原住宅は、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
48	必要な修繕を行い、継続使用									
56										
	入居者と譲渡協議									
46. 47. 52	当面、必要な修繕を行い継続使用。耐用年限超過の時期を捉え用途廃止									
53. 57										
担当部署	建築住宅課、美和総合支所農林建設課									

(4) 建て替え等を検討する施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設(27施設)

ア らかん高原関連施設(9施設)

8. らかん高原本郷野外活動交流施設、9. 本郷らかんバンガロー(大バンガロー)、
11. 本郷らかんバンガロー(ケビン)、12. 本郷らかんバンガロー(ログハウス)
14. 本郷らかん高原無料休憩所

①らんかん高原交流センター、②らんかん高原オートキャンプ場、③羅漢青少年旅行村

【対応方針】

広域的交流拠点として基本的に機能は継続するものの、施設が老朽化していることから、利用実態、アウトドアに関するニーズを精査し、錦地域の施設を含めて、らんかん高原全体の施設の在り方、経営の在り方について、令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
8. 9. 11. 12. 14 ①②③										
	利用実態の把握・ニーズの調査・ 施設の現況把握 らんかん高原の施設、経営の在り方検討			検討結果に基づく対応						
協議先	指定管理者その他関係団体等									
担当部署	検討を行う部署・・・本郷支所、錦総合支所地域振興課、美和総合支所農林建設課 施設維持管理・・・本郷支所 本庁所管部署・・・観光振興課									

20. 本郷らんかん高原放牧場

【対応方針】

預託している畜産農家の高齢化等を受け、新たな受入れを中止し、おおむね10年後を目途に廃止について検討します。その間は必要な修繕を行い継続使用します。なお、らんかん高原関連施設の在り方検討の中で、利活用について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
20										
	新たな受入れの中止。必要な修繕を行い継続使用。  10年後を目途に廃止の検討・協議									
協議先	畜産農家、山口県農業協同組合岩国統括本部									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・美和総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・農林振興課									

イ 地域づくり拠点施設としての在り方検討（1施設）

2. 本谷へき地集会所兼体育館

【対応方針】

地域づくり拠点施設としての位置づけを含め、令和7年度までに今後の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2										
	地域づくり拠点施設の在り方検討・協議					検討・協議結果に基づき対応				
協議先	本郷町自治会連合会									
担当部署	検討を行う部署・・・本郷支所、教育委員会美和支所 施設維持管理・・・教育委員会美和支所 本庁所管部署・・・教育政策課									

ウ 消防団施設（５施設）

36. 本郷５分団消防車庫、37. 本郷２分団消防車庫、38. 本郷３分団消防車庫、
39. 本郷６分団消防車庫、40. 本郷１分団消防車庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和７年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和８年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
36～40	消防団の体制、組織の検討 消防団施設再配置 計画策定 計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施									
協議先	本郷方面隊									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課、本郷支所 施設維持管理・・・本郷支所 本庁所管部署・・・危機管理課									

エ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（１施設）

５. 本郷歴史民俗資料館

【対応方針】

岩国市博物館等施設再整備計画に基づき、新博物館への集約及び集約後の施設の在り方を令和７年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5	 新博物館への集約協議 施設の在り方検討			 検討結果にも基づく対応						
協議先	山代本郷歴史研究会、本郷町自治会連合会									
担当部署	検討を行う部署・・・岩国徴古館、文化財課美和分室 施設維持管理・・・文化財課美和分室 本庁所管部署・・・岩国徴古館									

オ 他の用途への転用や廃止を含め今後の在り方を検討する施設（３施設）

44. 旧山村留学センター

（再掲（2）ーイ、（3）ーイを参照）

27. 岩国市本郷保健センター、34. 本郷歯科診療所

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
27. 34.										
	歯科診療所との複合化の可能性の検証									
44										
	利用実態の精査、書庫等の在り方検討			検証結果に基づく対応						
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・27. 健康推進課、34. 地域医療課、44. 本郷支所 本庁所管部署・・・27. 健康推進課、34. 地域医療課、44. 総務課									

カ サウンディング型市場調査等により売却等を検討する施設（8施設）

23. 波野小学校、59. 仲田教職員住宅、77. 旧錦川森林組合本郷出張所一般事務所、
79. 本郷倉庫（旧本郷水耕栽培施設）、80. 旧本郷警察署車庫

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
23～80										
協議先	23. 本郷町自治会連合会、白皐会、80. 農事組合法人									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・23. 59. 教育委員会美和支所、77. 79. 80. 本郷支所 施設本庁所管部署・・・23. 59. 教育政策課、77. 79. 80. 施設経営課									

49. 本郷波野団地住宅、54. 本郷新町住宅、55. 本郷神田ミニ団地住宅

【対応方針】

入居者がいないことから、令和7年度までに公的利用、地域利用の有無を確認の上、利活用の見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査等により、有効活用を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
49～55										
担当部署	美和総合支所農林建設課、建築住宅課									

5. 再編・再配置の検証

歯科診療所を保健センターに移転することが可能かどうか、面積の面で検証します。

(1) 検証対象施設

本郷歯科診療所

ア 施設の利用状況（R4）※診療日・時間は火曜日と金曜日の週2日、9：30～16：30

部屋の名称	部屋面積	診療日	利用者数	特記事項
診療室 X線室 技工コーナー スタッフルーム	41 m ²	98 日	年間 721 人 日平均患者数 7.4 人	—

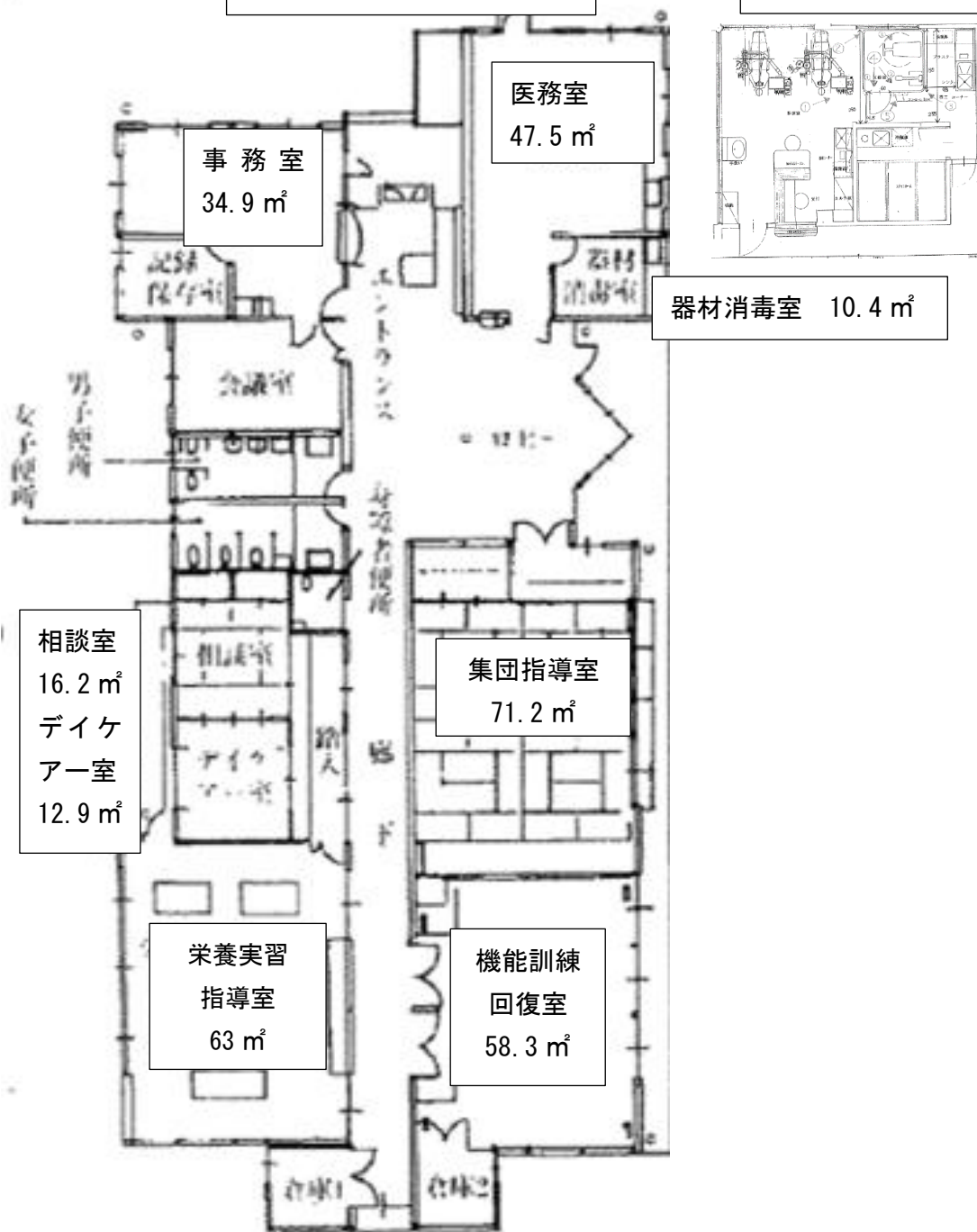
本郷保健センター

ア 施設の利用状況（R4）

部屋の名称	部屋面積	利用状況	歯科診療所の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
医務室・器材消毒室	47.5 m ² 10.4 m ²	倉庫として使用	可能	X線室や技工コーナーといった現在の機能と同等の設備を設置する必要がある。
事務室	34.9 m ²	倉庫として使用	不可	事務室と相談室(和室)・デイケア室以外は面積として充分だが、機能の移転に当たっては、専用室とする必要があり、医療機能として整備されていた医務室・器材消毒室を改修使用することが適當。
相談室(和室)	16.2 m ²	倉庫として使用	不可	
デイケア室	12.9 m ²		不可	
栄養指導実習室	63 m ²	年5回	不可	
集団指導室(和室)	71.2 m ²	年3回	不可	
機能訓練回復室	58.3 m ²	月1～2回	不可	

本郷保健センター

本郷歯科診療所（41 m²）



(2) 本郷歯科診療所機能の本郷保健センターへの移転・複合化についての検証結果

- 本郷歯科診療所の機能を本郷保健センターに移転することが可能か検証します。
- 本郷歯科診療所は 41 m²で、診療室、X線室、技工コーナー、スタッフルームが設置されています。広島大学からの派遣医によって、月 8 回程度診療を行っており、1 日平均の利用者は 7.4 人です。本郷保健センターの医務室・器材消毒室、事務室及び相談室・デイケア室は倉庫として、栄養指導実習室、集団指導室及び機能訓練回復室は、年間 30 回程度、1 回当たり 5～15 人程度の利用があります。
- これらの機能を本郷保健センターに移転する場合、次のように想定できます。
- 本郷歯科診療所は 41 m²であり、本郷保健センターの医務室及び器材消毒室、栄養指導実習室、集団指導室（和室）並びに機能訓練回復室は、いずれも 41 m²以上であるから、これらの部屋への移転は可能です。このうち、現在倉庫として使用している医務室・器材消毒室を改修し使用することで、現在の保健センターとしての機能を損なうことなく、機能の移転が可能と見込まれます。
- なお、診療所機能の移転には、X線室や技工コーナーといった機能を常態として設けることを要します。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、福祉系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和 14 年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の 8／10。ただし、300 万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の 8／10。ただし、1,100 万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

イ 福祉系施設

福祉施設については、これまで民間事業者が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、さらに、民間の持つノウハウを活用し、自立した経営を行うとともに、時代の要請や市民のニーズに柔軟に対応し、当該施設の機能を最大限に発揮させ、市民サービスの向上を図ることができるよう、民間事業者や地元団体等へ無償譲渡することとしています。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続するとともに、サービスの維持向上に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認めた修繕を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備などは行いません。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

ウ 産業系施設

産業系施設については、これまで民間事業者等が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、当該施設の機能を最大限に発揮し、地域経済の活性化や雇用創出などを通じて産業振興を図ることができるよう、民間事業者等が主体的に施設を管理し、安定的な運営を行うことが可能な施設について、民間事業者等へ無償譲渡することとします。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続することとし、譲渡施設の設置目的に合致した利用に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認める修繕等を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備等の施設機能の向上を目的とするものを除きます。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組みを評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

本郷地域の公共施設（集会系施設を除く。）では、らんかん高原の関連施設、本郷ライスセンター、本郷福祉サービスセンター及び公営住宅等に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

(5) らんかん高原の施設及び経営の在り方について

らんかん高原は、山口県とともに建設した総合的なレジャー施設であり、昭和47年度に現在の錦側に山口県により第1野営場の管理棟及び炊飯棟が建設され、現在の「らんかん高原青少年旅行村」として整備が行われました。（施設は昭和51年に譲受）全体の敷地面積は本郷側が約70ha、錦側が約173haで、次のような施設が設置されていました。

錦側：テニスコート（S60、61）、オートキャンプ場（H10）、らんかん交流センター（H13）、スキー場など

本郷側：らんかん高原牧場（S48）、無料休憩所（S51）、らんかん高原野外活動施設（センターハウス）（S55）、管理棟（S56）、ふれあい動物園（S60）、人工スキー場（S62）、スポーツゲームハウス（H1）、バンガロー3棟（H1～H9）、ポポロの森キャンプ場（H3）

このうち、錦側のスキー場、本郷側の人工スキー場、ふれあい動物園、スポーツゲームハウス、ポポロの森キャンプ場は、現在閉鎖されています。

らんかん高原の来場者数は、本郷側は、ピーク時の昭和61年頃には約10万人となっていました、その後、施設の閉鎖、老朽化に伴い観光客は減少し平成20年頃は約1万人となっています。

錦側の来場者数（オートキャンプ場・交流センター）は、平成18年が約6,500人、平成19年が約5,900人、平成20年が約3,400人、平成21年が約5,300人、平成22年が約4,000人、平成23年が約4,200人となっています。

近年の来場者数（施設利用者）は、平成29年度には約11,200人、平成30年度には約8,500人、令和元年度には約11,000人となり、コロナ禍の影響を受け、令和2年度には約7,200人、令和3年度には約6,700人、令和4年度には約4,600人と減少しています。

開設期間は、4月1日～11月30日（定休日水曜日）で、管理運営は指定管理者制度を導入し（錦側の施設は平成19年から、本郷側の施設は平成24年から導入）、平成24年度の指定管理料は10,200千円、令和5年度は12,267千円となっています。

指定管理者においては、各施設の維持管理に努め、軽微な修繕なども対応されていますが、施設全体として老朽化が進んでいることから、その対応が課題となっています。

らんかん高原は、岩国市の玖北地域における重要な観光スポットのひとつであり、地域の活性化を図る上で、必要性の高い観光資源であるとともに、更なる発展性を備えた資源であることから、既存施設の利活用の在り方や市内外からの集客を図るためのプロモーション戦略、管理運営手法などの検討が急務となっています。

具体的には、らんかん高原を利用した事業展開（例えば、一人キャンプ、BBQ、山登り、自然ネイチャー体験などの体験活動、ツリーハウス、合宿、イベント誘致など）により集客を図るほか、星空体験や、海までをも見渡せるロケーションをいかすことで、若者を呼び込むスポットとして、また、らんかん高原放牧場の草地を改良して綺麗な牧草地に変えることで、牧歌的なイメージを打ち出し、錦側とは違うシチュエーションとして活用するなど考えられます。

一方、県内外からの来場者への宿泊施設の提供の在り方など、周辺の観光施設の在り方をも踏まえた検討が必要となっています。

このほか、広報展開については、SNSを利用した情報発信に拡充を図っていますが、来場者数は減少傾向を示していることから、観光客のニーズを的確に捉えた上で、情報提供の在り方について見直す必要もあります。

こうした課題を整理し、令和7年度までに、具体的な事業展開を含め、今後のらんかん高原の在り方について、行政と指定管理者だけではなく、地域の人々や関係団体、観光やアウトドアの専門家等と検討します。

(6) 農業施設の譲渡後の支援の仕組み

本郷ライスセンターについては、「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、施設の修繕等に関する費用の一部を支援する制度を設けます。

一方、施設内には事業を推進するための設備機器も設置されていますが、譲渡後も一定の期間、安定した経営ができるよう設備機器の更新等を支援する仕組みづくりが必要です。このため、産業系施設の

譲渡に際して、施設に付帯する設備機器の更新等の費用の一部を支援し、農業振興を図るための支援について検討します。

7. 施設位置図

